

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日ときは、その翌日)

目次

◇ 告 示 生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法による医療機関の指定

入会林野整備計画の認可

鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

職員の新任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第千百十五号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
菊川定子医院	八頭郡用瀬町用瀬四二七	昭和五十四年十一月十七日
菊川益恵医院	八頭郡用瀬町用瀬四二八	"

鳥取県告示第千百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
竹内 医院	米子市祇園町二丁目一〇〇	昭和五十四年十二月三日
菊川 医院	八頭郡用瀬町大字別府 一〇二ノ一	昭和五十四年十一月十八日

鳥取県告示第千七百十七号

岩美郡国府町大字新井二二一番地新井入会林野整備組合長土橋一弘から申請のあつた新井入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十四年十二月五日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千八百十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、昭和五十四年十二月十七日から施行する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第二号の表の株式会社鳥取銀行の項中

を
岡山支店
岡山市幸町

岡山支店
岡山市中山下二丁目

に改める。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第十九号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

- 第二条第一項に次の一号を加える。
- 五 社会教育センターの研修係長、視聴覚教育係長及び研修主事
- 第二条第二項に次の一号を加える。
- 五 社会教育センターの研修係長、視聴覚教育係長、社会教育主事及び

研修主事

附 則

この規則は、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第三の四の一等級の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 社会教育センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する研修主事の職務

別表第三の四の二等級の項中第六号を第七号とし、第三号から第五号ま

でを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 社会教育センターの係長又は研修主事の職務

別表第三の五の一等級の項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 社会教育センターの困難な業務を分掌する係の長又は困難な業務を処理する社会教育主事若しくは研修主事の職務

別表第三の五の二等級の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 社会教育センターの係長、社会教育主事又は研修主事の職務

この規則は、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

附 則

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十一号

職員の職務の等級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の等級の分類に関する規則（昭和五十二年一月鳥取県人事委

員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中

然の家

所長

次長
係長

係長

少年自

を

ター

社会教育セン

少年自然の家

所長

所長

係 次

係 次

に改める。

別表第三の教育機関及び教育委員会事務局の教育機関の項中

ター
教育研

修セン

研修主事

研修主事

を

を

別表第四の教育機関及び教育委員会事務局の教育機関の項中

に改める。

ター
教育研修セン

研修主事

研修主事

ター
社会教育セン

研修主事
係長

研修主事
係長

修セン

研修主事

研修主事

ター
教育研

ター
教育研修セン

研修主事

研修主事

ター
社会教育セン

研修主事
係長
社会教育主事

研修主事
係長
社会教育主事

ター
社会教育セン

研修主事

研修主事

--	--

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十二号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中

少年自然の家

三種	三種	

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十四年十二月十五日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十四年十二月十一日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十三号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の事務局等の教育機関の項中

少年自然の家

所長		三種	
			を
少年自然の家	社会教育センター	所長	所長

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】

所長

を

少年自然の家	所長
社会教育センター	所長

に改める。
附則

この規則は、昭和五十四年十二月十五日から施行する。